

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次 (

(取扱課室名) ページ

〇 告示

- 225 和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課).....1
- 226 文書等逓送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(警察本部).....3

227 警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(") 5

〇 公告

入札公告

(総務事務集中課).....7

(")....10

告 示

和歌山県告示第225号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称

和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に おいて、次の要件のいずれをも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参 加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。 以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) プライバシーマーク (一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。) を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム (以下「ISMS」という。) について、ISMS (JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013)) の認証を取得している者であること。
 - コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。 なお、コンソーシアムにあっては、イからカまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務概要調書
 - ウ 役員等に関する調書
 - エ 法人にあっては、登記事項証明書
 - オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書
 - (ア) 消費税及び地方消費税
 - (イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税(延滞金等を含む。)の全税目
 - カ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - キ 業務実績調書
 - ク 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し
 - ケ 業務実施説明書
 - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - サ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し
 - (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。
 - (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからカまでの書類の提出に代えることができる。
 - (4) (1) のアからウまで、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は令和4年2月18日(金)から同年3月9日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年2月18日(金)午前10時から同年3月1日 (火)午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面(ファクシミリを含む。) により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年2月22日(火)から同年3月9日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和4年 3月9日(水)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2291

ファクシミリ番号 073-441-2288

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和4年3月18日(金)までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年3月24日(木)午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年3月29日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第226号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、文書等逓送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等
- (1) 事業年度

令和4年度

(2) 調達役務の名称

文書等逓送業務民間委託業務

(3) 調達役務の仕様等

文書等逓送業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的 に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生

- 法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年 法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、同法第2条 第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、逓送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、 予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 警備業法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)及び定款
 - ウ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - 才 使用印鑑届
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - キ 運転員等勤務計画予定表
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 2の(8)から(10)まで及び(12)に掲げる資格を証する書面
 - サ 2の(11)に掲げる要件を満たすことを証する書面
- (2) (1) のイから工まで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年2月18日(金)から同月28日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年2月18日(金)から同年3月1日(火)までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和4年2月18日(金)から同年3月4日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和4年3月4日(金)午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0560

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和4年3月14日(月)までに通知する。

- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、令和4年3月18日(金)午後5時までに書面により求めることができる。
 - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年3月22日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第227号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等
- (1) 事業年度

令和4年度

(2) 調達役務の名称

警備員指導教育責任者等講習業務

(3) 調達役務の内容等

警備員指導教育責任者等講習業務の委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 契約期間

令和4年4月1日(金)から同年11月30日(水)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的

に関与していない者であること。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者等講習を行う講師にあっては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会(警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習)の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 2の(8)に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する 書面
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年2月18日(金)から同月28日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年2月18日(金)から同年3月1日(火)までの午前10時から午後5時までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和4年2月18日(金)から同年3月4日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。
- なお、郵送による場合は、令和4年3月4日(金)午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-433-7656

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和4年3月14日(月)までに通知するものとする。

- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年3月18日(金)午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和4年3月22日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入札公告

和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度

令和4年度から令和10年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務

(3) 業務の内容

入札説明書による。

(4) 機器設置場所·納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階 情報政策課サーバー室その他県の指定する場所

(5) 業務の期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第225号に規定する和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和4年2月18日(金)から同年3月29日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の (2) に同じ。

- (2) (1) により交付する入札説明書に対して質問のある者は、令和4年2月18日(金)午前10時から同年 3月1日(火)午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

和歌山県会計局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

令和4年3月30日(水)午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札への参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年3月29日(火)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、 コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

- 8 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、その代表者又は代表者から委任を受けた 者が契約保証金を納付すること。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- 10 入札執行方法の細目
 - (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
 - (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
 - (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

 - (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
 - (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

- 13 その他
 - (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2291

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Design, development, operation, maintenance and lease of the equipment for the electronic procurement system of Wakayama Prefecture

(2) Date and time for tender:

1:30 p.m. 30 March 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 29 March 2022)

(3) Contact point for the notice:

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2291

FAX 073-441-2288

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。 以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号

令和4年度 調達案件番号20210065179号

(2) 調達案件名

和歌山県広報紙「県民の友」印刷

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和4年2月18日(金)から同年3月16日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

令和4年3月23日(水)午後4時

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年3月22日(火)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、令和4年3月22日(火)午前9時から同月23日(水)午後3時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所

5の (1) に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

- 9 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92

条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の 停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていな い者のした入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
 - (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
 - (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合(当該入札者が電子入札を行った場合を除く。)には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち会わせるものとする。
 - (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
 - (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
 - (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 その他
- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

"Kenmin no Tomo" Printing : 1 Unit

和歌山県報 号外 令和4年2月18日(金曜日) (2) Time limit for tender: 4:00 p.m. 23 March 2022 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 22 March 2022) (3) Contact point for the notice: Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan $TEL \quad 073\text{--}441\text{--}2294$ FAX 073-441-2288